

## 第64回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 令和4年10月26日（水）15時00分～16時10分

場 所 生駒市役所 4階 403・404会議室

### 【出席者（敬称略）】

〔委 員〕米倉弘幸、伊藤征史郎、徳地宏美、喜住栄藏、後藤由美子

（リモートによる参加）吉川正史、山口宣恭、村岡悠子

〔事 務 局〕総務部長：杉浦弘和、総務課長：飯島武暢、同課課長補佐：酒見昭廣、

同課主任：真銅美雪、同課主任：塚美代子

### 【議 題】

#### 1 意見表明

#### 2 諮問案件に係る答申について

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例整備の在り方について（総務課）

### 【審 議 事 項】

#### 1 意見表明

- ・ 個人情報は本来住民のもの、個人情報保護の目的は個人の権利利益の保護、これを忘れない改正をしていただきたい。個人の権利利益の保護が最重要の目的であることは、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第1条に規定する目的から明らかです。これまで市が市民の権利利益を守るために個人情報保護条例を制定し運用してきた実績を、目に見える形で尊重してもらいたいと思います。全国的な共通ルールを設定することは、個人の権利利益の保護と情報の利活用的手段にすぎず、手段が目的化しないように注意する必要があります。現行条例第7条第3項で個人情報の本人収集の原則と現行条例第7条第2項のセンシティブ情報の収集禁止原則を定めていましたが、今回の改正でこの規定はなくなってしまっても良いのでしょうか。本来、個人情報は市民のもので、本人の知らないところで第三者から本人の個人情報が収集されたことを知った本人に、法で保有が認められているので問題がないと説明して市民の納得が得られるのでしょうか。センシティブ情報の収集禁止原則を外してしまうことが、市民の不安や不信を招かないでしょうか。このような姿勢は、これまでの職員に根付いてきた個人情報は住民からの預かりものという姿勢とは大きく異なるもので、これらの規定がなくなるのは、個人情報保護委員会が全国的な共通ルールの規定の観点から独自の規定を設けることを「許容しない」としているからであり、全国的な共通ルールで個人の権利利益の保障規定がなくなることは本末転倒です。この部分の条例規定を責務規定の形ででも残すべきであり、法の目的である個人の権利利益の保護と情報の利活用とは矛盾せず、徳島市公安条例事件最高裁判決の基準に照らしても問題はありません。条例規定が難しいのであれば、要綱やマニュアルに同様の規定を設けて職員に周知し、そのことを住民に公表すべきであると考えます。次に個人情報保護運営審議会（以下「審

議会」という。)のあり方について、これまでは一般市民も参加して、条例に定められた場合や個人情報制度の運営に関する重要事項について諮問を受け、審議・答申を行ってきました。審議会に諮問することにより、職員による事前の慎重な準備・検討が期待され、さらに審議内容が議事録として公開されることで、市の個人情報保護の施策の透明性を確保し、説明責任を履行する機能も担っているという評価もあります。法第129条は、諮問を受ける場合を「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」と規定しており、個人情報保護委員会はこの点について、独自の規定を設けることを「許容しない」としていますが、法第5条で「区域の特性に応じて」個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施する責務を市は負っています。そうであれば、法第129条を厳格に解釈すべきでなく、市の特性に応じた個人情報保護の施策を行うため必要であると認めるときには、実施機関の判断で一般市民も含めて構成された審議会に意見を聴取する解釈・運用を許容すべきであると考えます。また、諮問を限定するとしても、現行条例で諮問事項となっているものは、事後や重要な事柄であれば事前に審議会への報告を行うことで、審議会が市の個人情報保護の施策の透明性を確保し、説明責任を履行する機能を果たすような解釈・運用を継続すべきです。その他の懸案事項についても、法第5条で自治体に課せられた責務を果たすために、法の目的である個人の権利利益の保護に立ち返った解釈・制度設計、憲法上の原則である「地方自治の本旨」に適合する解釈・制度設計が必要であると考えます。情報の利活用は主たる目的ではなく、個人情報保護の理念からは導き出せない共通ルールの強制が目的になってはいけないと思います。

- ・個人情報保護制度は、地方公共団体が国よりも先行して、各地域の特性に応じて制度設計をしてきたものであり、条例が国よりも厳格であったり、保護を重視している点も多いものと思われます。条例を強制的に画一化することは、地方自治体が有する条例制定権に対する不当な制約で、地方公共団体の個人情報保護制度を国と同レベルのものに画一化するという趣旨で運用すべきものではないと思います。要配慮個人情報について、条例で禁止されていたものが、その規定自体がなくなること、その事実自体をご存じない一般市民の方が多いのではないかと思います。その現状を一般市民に広く広報して意見を募ること、また、個人情報の保護水準を維持するための前提となる運用の内規、ガイドラインなどの作成をご検討いただきたい。審議事項については、今後、専門的な知見に基づいて意見を聴くことが特に必要なときという要件は、解釈の幅があり、柔軟に解釈すべきであると考えます。審議会においては、地方自治や住民参加の理念、意義、情報公開の観点から、情報セキュリティや個人情報保護制度の専門家だけでなく、当該制度や個人情報保護が問題となる分野の方に意見を尋ねて反映させるということが極めて重要だと考えています。
- ・今回の改正が、全国的な共通ルールを作るといふことと所管が個人情報保護委員会に一元化するということがあり、地方公共団体やその他の団体の異なる解釈や運用を排除し、全国的に一色にしていこうということがあると思います。また、個人情報保護を前面に出しながら、これからの情報化時代の情報流通に対する一つの制約を緩和していこうという改正趣旨があるのではないかと思います。今回の条例改正等によって規定されていたものが削除されたりすることによって、解釈の幅が広がり非常に曖昧になって、判断に迷うところが出てくると思います。民生・児童委員連合会や自治連合会など民間のことということで、切り捨てられてしまうと現場が混乱を生じる恐れがあると危惧します。今までの条例を法に従ってすべて削除していくのではなく、責務規定として残すとか、具体的な運用規定、

内部的な運用指針のようなものを考えていただきたい。また、死者に関する情報が対象にならないということになりますが、その取扱いがどうなるのか、具体的な事例を取りあげて自治会等の外部団体に対する指針を作っていただければありがたいと思います。また、団体だけでなく広報紙を通じて、これを機会に個人情報とは何か、プライバシーとは異なるようなことも含め、啓発していただきたいと思います。

- ・個人情報の取扱いに関する社会の関心は、デジタル化された今、益々高まってきており、巷間で問題視されてきていますが、法が改正され全国的に統一されたルールで運用されることは、時代の趨勢だったのかもわかりません。法が改正され、本人の権利保護の強化やデータ流通の保護では、事業者の個人情報の不適正な利用の禁止が定められることになり、死者の個人情報、社会的身分、原則収集禁止に係る規定、公務員の氏名の不開示、取扱い事業者の規制等以外は、資料を見る限り、現行条例と法とあまり大きな違いがなかったのではないかと思います。改正法に係る個人情報の取扱いに関する主旨を市民に周知していただき、安全管理措置や第三者提供の制限を適正に運用していただくことを強く望みます。
- ・個人情報は凄く大事なことでありますが、資料を見ていると基本的に把握することが難しいことも多く、専門分野や言葉の表現であったりというのは難しいこともあります。それを市民の方がどこまで把握・理解しているかというのは、きっと皆さんバラバラであると思います。守られているとは思いますが、今回の改正によって、何がメリットとして良くなるのか、何がデメリットとして残るのかということ、市民の方に表示をするような何かの手段があるべきだと思います。どのくらい守ってもらっているのか、理解していないところを法律が決まってから気づくのでは遅いと思います。また、指針等も作成していただきたいと思います。
- ・今回の法改正により変更することについて、専門的な用語で一般の方に知らせることは、理解することが難しい部分があると思われるので、常の言葉でわかりやすく知らせていただきたいと思います。また、生駒市は個人情報の保護について、国の制度を守りながら運用していることを市民に知らせることにより、一人一人が本当に安心して毎日の生活ができると思います。
- ・法が令和5年4月1日に施行されるにあたって、各地方公共団体等についても条例等で規定されているところを改正しようとしており、個人情報保護委員会のHPでは、国の下に地方公共団体があって生駒市もその中にありますが、その法体系の中で条例まで含め一つのシステムが出来上がっているわけで、今、示されている施行条例案については、当然その案に合致したものであり、結果はいいのかなというところです。ただ、疑問に思うのはセンシティブ情報、いわゆる要配慮個人情報について、ガードがかかっていないということが、民間の分野では考えられないことなんです。そのことを質問したときに、民間では保有することは駄目だが、国家の機関であればOKというふうに捉えてしまいましたが、そうであれば、実際の運用で厳格化された中で個人情報を守っていただいているかと思いますが、プライベートカンパニーに比べてもどうなのかと思っています。我々の個人情報がどうなるかを含めて、このように変わりますというのを広く市民に広める必要があると思います。法の趣旨を踏まえると組織として、イレギュラーな制度設計をしては駄目なので、地域に密着されている市職員の方々が地域住民のためになるような条例を考えていただきたい。
- ・今回の国の法改正は、個人情報を含む情報の利活用にはばかり注目されており、個人情報保護の観点が

おろそかになっているように思えます。ただ、法が改正され、個人情報保護法の施行条例という形をとらざるを得ないということで、条例に規定できないことを運用の際のルール、運用指針などを生駒市において内部規定などとして設けていただき、それに沿って個人情報保護の徹底を図っていただきたいと願います。

## 2 諮問案件に係る答申について

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例整備の在り方について（総務課）

### [結論]

諮問案件に係る答申については、答申案のとおりとする。

### [審議経緯]

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴う条例整備の在り方について、事務局から前回までの審議会の内容を取りまとめた答申案の説明を受けた。

#### ○ 概要

##### 1 本人開示請求における手数料について

生駒市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）と同様に手数料を無料とすること、開示請求に係る写しの作成及び送付に要する費用負担を規定することは適当である。

##### 2 行政機関等匿名加工情報に係る手数料について

行政機関等匿名加工情報に係る外部提供制度の実施について、人員体制整備などの対応が課題である場合、実施を任意とする経過措置が設けられており、生駒市においても同様の課題があり現時点では実施しないとのことであるから、行政機関等匿名加工情報の手数料を規定しないことは適当である。

##### 3 条例要配慮個人情報の内容について

取扱いに特に配慮を要する個人情報については、現行条例に規定されているものは、法の要配慮個人情報に規定されており、地域の特性その他の事情に応じて取扱いに特に配慮を要するものを新たに追加すべきものがないことから、条例に規定しないことは適当である。

##### 4 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項について

法に規定される個人情報ファイル簿は、取扱う本人の数が1000人以上の場合にのみ作成及び公表が義務づけられており、保有する個人情報の取扱いについて利用目的等を記載した事項を明らかにすることにより、透明性を確保し、市における個人情報の適切な管理を図るとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態を認識できるよう、現行条例と同様に取扱う本人の数に関わらず、個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表に係る事項を規定することは適当である。

##### 5 開示請求における不開示情報の除外及び追加（生駒市情報公開条例との整合性）について

生駒市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）の制度と整合性を図るため、「公務員等の氏名を」不開示事項から除くことを規定すること、及び不開示情報の追加を規定しないことは適当である。

##### 6 開示決定等の期限について

法の開示決定の期限は、請求書の提出があった日から30日以内と規定されているが、期限

の短縮は請求者の利益となることや現行条例及び情報公開条例との整合性を図るため、15日以内と規定することは適当である。

7 生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会の諮問事項について

法では、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問できるとされていることから、施行条例を改正し、又は廃止しようとする場合や個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴く場合に審議会に諮問できると規定することは適当である。

8 運用状況の公表について

個人情報保護制度の運用状況を取りまとめて公表することについては、市民の理解と信頼を深め、より公正な制度の運用を図るため、また、情報公開条例の規定により一元的に運用されていることから、現行と同様の取組を規定することは適当である。

9 個人情報保護管理責任者の設置について

法により義務づけられている安全管理措置の個人情報保護委員会が示す指針において設置される管理責任者は、現行条例に規定されている個人情報保護管理責任者と同趣旨であるため、条例に規定しないことは適当である。

○ 質疑

Q 審議会の諮問事項について、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴く場合とは、具体的にどのような場合となりますか。

A 今回の改正法により、安全管理措置を市で定める必要があり、安全管理措置のルール、内容を考えていく場合、個人情報保護制度の運用にあたってルールを作る必要がある場合に諮問することが想定されると考えております。

Q 例えば、オンラインやセンシティブ情報に関する運用面のルールに関わる事項についても審議会の意見を聴くこと、諮問事項となると考えてよろしいでしょうか。

A まだ、具体的なルールの整備に取りかかっていないところですが、内容に応じて審議会に意見を聴くことが適当であるとなれば、審議会に諮問することは想定しています。

Q 条例の中に定める内容として、諮問ではなく報告ということに関して、例えば意見聴取、あるいは運用に関する報告などを条例に規定されるのでしょうか。

A 審議会への報告ということも一定考えられないことはないですが、事後的な報告にとどまることから、実運用を考えたときにより一般市民の方に広く公表することの方が、より多くの方に見ていただけると考えており、運用状況の公表等で対応していきたいと考えております。

Q 個人情報取扱事務登録簿の取扱う事務の内容として、例えば第三者提供をした事務について、これが第三者に提供される個人情報であることを登録簿の中で記載することは考えておられますか。

A 現行では、運用状況の公表で件数を報告させていただいておりますが、具体的な内容、どこに出した等は現時点ではそこまで考えておりませんが、公表の充実が必要であれば、そこは検討できると考えております。

Q 第三者提供する内容としてこのような情報があるというのを、個人情報取扱事務登録簿を見れ

ばわかる形になっていれば、自動的に報告書と同じになると思われるので、そのような対応をしていただけるのかどうか。個人情報ファイル簿の趣旨を見ると個人情報の利用の実態を認識できるという意味では、そのような項目が必要ではないかと思います。

A 現状の届出書につきましても、経常的な目的外利用及び外部提供につきましても、記載する項目がありますので、おっしゃっていただいた点の対応を検討していきたいと思います。

Q 審議会の構成について、専門的な知見に基づく意見を聴く場合になっていますが、民生・児童委員連合会、PTA協議会、自治連合会は、専門的な知見に基づくというようなことにあてはまるのでしょうか。今後、審議会の構成を変えていくこともあり得るということでしょうか。

A 審議会条例で、情報公開制度及び個人情報制度に関し識見を有する者、その他市長が適当と認める者という2つの構成になっており、民生・児童委員連合会、公募委員の方については、その他市長が認めるということで委員に選出していただいております。今後は、法で専門的な知見に基づく意見を聴く場合に審議会を設けることができる形になっておりますので、今後少し委員構成の方は変わってくるのではないかと、現段階では考えております。

Q 現在、情報公開及び個人情報保護運営審議会という名称になっているんですが、これは今後も変わらないということでしょうか。

A 情報公開制度の方につきましては、従来と変わることがなく継続したいと思っており、個人情報保護の観点からのご協議いただくこともあり得るので、この名称でと考えております。

Q 専門的な知見に基づく意見を聴くというのは、個人情報の観点ということですね。情報公開については、特に変わるところがないと思われますので、今までどおりのメンバーいいのではないかと考えられますがいかがでしょうか。

A その点について、もう少し整理をさせていただきたいと思います。

○ 審議会が出された意見について

審議会委員については、専門家のみでなく一般市民の感覚を入れていく観点から、審議会委員構成の変更の必要性を検討すること。

## 2 閉会